

育児休業期間中に就業した場合の 育児休業給付金の支給について

育児休業給付金制度では、支給単位期間(※1)中に就業した場合は申告が必要です。就業している日が10日を超えて、かつ就業している時間が80時間を超えるときは、育児休業給付金は支給されませんのでご注意ください。

また、育児休業期間中に賃金が支払われた場合は、育児休業給付金が減額支給される場合等もありますので、このリーフレットをよくご確認ください。

※1 「支給単位期間」とは、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間をいいます（育児休業終了日を含む場合は、その育児休業終了日までの期間です。）。

各支給単位期間の支給額について

原則として、**休業開始時賃金日額(※2)×支給日数(※3)×67% (50%(※4))** です。
[賃金月額]

※2 「休業開始時賃金日額（以下、「賃金日額」とします。）」とは、原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額です。

※3 「支給日数」とは、原則30日、休業終了日の属する支給単位期間についてはその支給単位期間の日数です。

※4 育児休業の開始から6か月経過後は、50%です。

各支給単位期間に支払われた賃金がある場合の支給額について

賃金(※5)が賃金月額の13%(30%※6) ⇒ **[賃金月額×80%]と賃金の差額が支給額となります(減額支給となります。)**。

賃金が賃金月額の80%以上の場合 ⇒ **支給されません。**

※5 ここでの「賃金」とは、育児休業期間を対象として支払われた賃金を指します（以下、同じです。）。
なお、賃金が賃金月額の13%(※6)以下の場合は減額支給等はありません。

※6 育児休業給付金の給付率が50%の場合は、13%ではなく、30%となります。

<支給額の例（賃金月額が30万円の場合）> ※育児休業給付金の給付率が67%、支給日数が30日である支給単位期間とします。

- ①支給単位期間中に賃金が支払われていない場合 ⇒ 原則通りの計算で、**賃金月額30万円×67%=20万1千円**です。
- ②支給単位期間中に賃金6万円が支払われた場合 ⇒ 賃金が[賃金月額×20%]支払われているので、**賃金月額30万円×80%－6万円=18万円**です。
- ③支給単位期間中に賃金24万円が支払われた場合 ⇒ 賃金が[賃金月額×80%]支払われているので、**支給されません。**

